

JAきみつの概況

ディスクロージャー誌 2020

— 抜粋内容 —

1. あいさつ
2. 経営方針
3. 経営管理体制
4. リスク管理の状況
5. 自己資本の状況
6. 主な事業の内容

1. ごあいさつ

日頃は、私どもJAきみつをお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。当JAは平成16年4月に君津市、袖ヶ浦市、富津市の3市を営業区域とする新生「JAきみつ」となりました。

JAきみつは、合併当初より一貫して信用、共済販売、購買、指導事業を通じて組合員の経済的社会的地位の向上を図り、地域農業の振興や、市民生活の発展に貢献してまいりました。

さて、世界経済は、米国と中国の貿易摩擦の影響、或いは英国のEU離脱決定など、先行きの見通せない状況にあります。

国内では環太平洋連携協定（TPP11）、日欧経済連携協定（EPA）に続き、日米貿易協定が1月1日に発効され、農畜産物への影響が懸念されます。また、昨年実施された消費税率10%などの影響で、依然、豊かさの実感が出来ない状況にあります。

昨年を振り返りますと、30年間続いた平成から令和へと改元され、5月には、新天皇も即位しました。このような中、全国のJAがこれまで取り組んで来たJA自己改革について、全組合員アンケート調査を実施しました。総合事業の重要性を訴え、そして「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組み、組合員皆様方のご支援とご協力により、「地域に愛され、無くてはならないJA」として、前進することができました。

当JAも合併15周年を迎え、感謝の集いを開催するなど上半期には順調に推移しました。しかし、9月に上陸した台風15号・19号、21号の影響による房総豪雨など、JAきみつ管内においても住宅や農業施設及び農畜産物等で甚大な被害が発生致しました。長引く停電、断水など、かつて経験した事のない規模でありました。多くの皆様から頂いた、ご支援に改めて深く感謝申し上げます。

こうした中、共済事業は罹災調査に取り組む中、多くのLAが目標を達成し、金融事業では県下JAレースで1位に輝きました。経済事業では、担い手育成の為の「カラーの里」が完成し、10月には「第五次農業振興計画」に基づき、新精米プラントを稼働させました。

本年は、最終年度を迎える「第五次農業振興計画」の実践と2年目の「第七次経営刷新3カ年計画」を着実に進めてまいります。

各事業の面では、経済事業においては、今年の台風・大雨による農業施設の復旧・復興を最優先に取り組みます。又、新精米プラントの稼働で、食用米の地産地消の販路拡大に取り組みます。

金融事業においては、総貯金・個人貯金ともに引き続き貯金の増大、住宅資金をはじめとする各種ローンや営農支援資金拡大を図ってまいります。共済事業においては、皆様に役立つ魅力的な商品の提供を通じ、豊かな生活づくりのお手伝いに努めてまいります。

さらに、コンプライアンス遵守の徹底と人材育成を図り、引き続き「地域に愛される元気なJAづくり」に努力してまいりますので、組合員の皆様には一層のご支援、ご理解とJA各事業への積極的な参画をお願い申し上げご挨拶と致します。



代表理事組合長 江澤 武夫

2. 経営方針

基本方針

第 37 回 J A 千葉県大会及び第 28 回 J A 全国大会において、「農業者所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に挑戦し続け「食と農を基軸に地域に根ざした協同組合」の確立について決議されました。

J A きみつは、この大会の決議を踏まえ「第七次経営刷新 3 カ年計画」及び「第五次農業振興計画」の着実な実践と、昨年ご協力を頂いた「J A の自己改革に関する組合員アンケート」の調査をもとに、自己改革を今以上に進め「地域に愛される元気な J A」を目指し、下記事項を重点に取り組んでまいります。

1. 「農業者所得の増大」「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦

- 生産物の有利販売と新たな需要開拓
- 地域実態を踏まえた担い手の確保及び育成
- 安全・安心な農産物の生産と安全な農作業の取り組み
- 第六次農業振興計画の策定

2. 「地域活性化」へのさらなる貢献

- 総合事業を活かした生活インフラ機能の発揮
- 地域の多様な組織との連帯強化による役割発揮

3. 自己改革の実践を支える経営基盤強化

- 持続可能な経営基盤の確立・強化
- 地域に根ざした協同組合運動を担う人材の育成

内部監査部門

組合の財産の保全、経営効率の向上のため被監査部署における内部管理態勢の適切性と有効性を検証します。

監査実施に当たっては通知監査と無通告監査を併用し実施します。

また、内部統制機能強化のため以下の具体的な取り組みを実践します。

1. 内部統制の運用状況及び事務ミス発生等のリスクに応じ効果的な検証に努めます。
2. 法令・定款・規程等の遵守、コンプライアンス態勢の強化を検証します。
3. 自主検査により、自ら事務不備を発見し改善を図る態勢が構築されているか検証します。
4. 千葉県の検査、みのり監査法人及び監事監査の指摘事項に対する改善履行状況について検証・指導します。
5. 監査の遂行に必要な知識・技能を継続的に研鑽し、監査の質的維持・向上に努めます。

総務部門

J Aは「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の実現に取り組んでいかなければなりません。

この様な状況の中で「第七次経営刷新 3 カ年計画」を着実に実践し、各部門との連帯を強化して下記事項を重点に取り組みます。

1. 「コンプライアンス態勢の強化」「内部管理体制の強化」を図ります。
2. 地域を拠点とした J Aファンづくり活動に取り組みます。
3. 組織基盤の維持拡充を図るため、組合員増加運動に取り組みます。
4. 不祥事未然防止の行動計画の実践事務ミス再発防止又、階層別研修・事業所研修等の受講により職員意識改革と人材の育成に取り組みます。
5. 持続可能な経営基盤の確立・強化に取り組みます。

信用事業部門

本年は「J Aバンク千葉中期戦略」ならびに、J Aきみつ「第七次経営刷新 3 ケ年計画」の 2 年目となり、引き続き組合員・利用者基盤の拡充と信用事業の改革に取り組む、更なる経営基盤の確保・強化に向けて以下の実践事項を掲げ取り組みます。

1. 農業者の所得向上と満足度向上に取り組みます。
 - ①各事業間での連携や農業者への定期訪問の中で把握した経営課題に対し、課題解決策提供の取り組みを強化し、農業者の所得向上と満足度向上に向け取り組みます。
 - ②農業者や農業法人等への定期訪問先を拡大し、関係構築・強化に取り組みます。
2. 農業・生活金融にかかる専門人材の育成・配置による出向く体制の充実強化と、業務集約による業務運営体制の整備・強化により、更なる貸出伸長と顧客基盤の拡充、新規取引先の拡大に取り組みます。
3. 資産形成・資産運用提案の取り組みを開始し、ライフイベントセールスを通じた利用者基盤の維持・拡大に取り組みます。

共済事業部門

共済事業を取り巻く環境は、ここ数年来さまざまな要因により厳しさが増している中で、引き続き「自己改革」の対応も視野に事業推進を行わなければなりません。また、昨年千葉県を直撃した台風 15 号・19 号・21 号等による災害により住宅・農業施設等に甚大な被害が発生し、罹災調査・共済金請求手続きを進める中で改めて建物保障への必要性和関心が高まっています。

このような事業環境のもと「100 年 3 世代にお役立ちする JA 共済」の実現を目指すため「エリア戦略に基づく地域特性に応じた推進活動の実践」を柱とし、「ひと・いえ・くるま」の総合保障提供の確立に向け、下記の事項を重点に普及推進活動を展開してまいります。

1. 全戸訪問による世帯内深耕と地域特性に応じた保障の提供に取り組みます。
2. 台風を契機に、全職員による建物保障総点検運動と「むてきプラス」の周知活動
3. 自動車共済への車両附帯と仕組改訂された新価保障特約の普及推進
4. 「人生 100 年!!」をキーワードとした全世代への年金共済の提案
5. 契約者数、共済保有高堅持に向けた取り組み強化
6. コンプライアンス態勢強化を継続的に取り組みます。

経済事業部門

昨年の台風・大雨による農業施設の復旧・復興を最優先に、継続した農業生産活動を推進します。また、施設を充実した精米プラントの稼働により、食用米の地産地消の販路拡大に取り組みます。

第五次農業振興計画の最終年度であり、その実践・課題を確認し、第六次農業振興計画の策定にあたり引き続き「農業者所得の増大」「農業生産の拡大」により、持続可能な地域農業の振興を推進します。

①生産・生活事業

1. 農業用パイプハウスの早期再建に取り組み、供給拡大と継続した生産活動を推進します。
2. 肥料の銘柄集約、農薬大型規格品の共同予約購入により、さらなるコスト低減を推進し利用拡大を図ります。
3. 新しい精米施設稼働により、食用米の販路拡大に取り組みます。
4. 農業機械のアフター点検整備を充実し、供給拡大を図ります。
5. 自動車の車検・安全点検サービスの充実とともに燃料油等の拡販に取り組みます。
6. 訪問、居宅サービス利用者を積極的に推進し、スタッフの充実と介護事業の更なるサービス提供に取り組みます。

②営農・販売事業

1. 農産物の販売チャネルを増やし、有利販売に取り組みます。
2. 需要に見合った米の生産に取り組み、実需者提携米の取り扱い数量の拡大を図ります。
3. 直売所を拠点とし、顔の見える新鮮で安全安心な農畜産物の販売と消費者との食農・食育活動を進めます。
4. 食の安全・労働安全・環境保全対策として「JAきみつ自主GAP」への取り組みを進めます。
5. 有害鳥獣被害対策へ積極的に取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部を選出母体とする女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部・支店事業所にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を置いています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（休業日を除く9時～17時）

貞 元支店	0439-52-0014	周 南支店	0439-52-0118	市役所支店	0439-56-1298
周 西支店	0439-52-1231	小 櫃支店	0439-35-2511	久留里支店	0439-27-3251
亀 山支店	0439-39-2111	小 糸支店	0439-32-2591	清 和支店	0439-37-2511
平 川支店	0438-75-2251	袖ヶ浦支店	0438-62-2231	大佐和支店	0439-65-0038
富 津支店	0439-87-2411	青 堀支店	0439-87-0717	天 羽支店	0439-67-0103
峰 上支店	0439-68-0004	本店(金融部)	0439-70-1588		

また、JAバンク会員を社員とする（一社）JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしています。

（一社）JAバンク相談所03-6837-1359（休業日を除く9時～17時）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター
第一東京弁護士会仲裁センター
第二東京弁護士会仲裁センター

①の窓口または（一社）JAバンク相談所にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店・事業所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、出資配当を行った結果、令和元年 12 月末における自己資本比率は、11.36%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資のほか、その他の出資金によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	君津市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,587 百万円（前年度 2,534 百万円）

○ その他の出資金による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	君津市農業協同組合
資本調達手段の種類	その他の出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,160 百万円（前年度 1,160 百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

6. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

◇信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。
この信用事業は、JA(単協)、農林中央金庫(全国連)という2段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

☆貯金業務

組合員はもちろん地域にお住まいのみなさまや事業をされているみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額に合わせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧

平成31年4月末現在

種類	期間	預入金額	特徴
普通貯金	特に定めはありません。	1円以上・1円単位	いつでも出し入れ自由な貯金です。公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金などの自動受取ができます。
普通貯金無利息型 (決済用)	特に定めはありません。	1円以上・1円単位	いつでも出し入れ自由な貯金です。公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金などの自動受取ができます。貯金保険制度により全額保護されます。
貯蓄貯金	特に定めはありません。	1円以上・1円単位	10万円から残高に応じて金利が優遇される金額階層別金利方式です。取引は個人に限定されます。
通知貯金	特に定めはありません。 7日間の据置き期間が必要。	5万円以上・1円単位	まとまったお金の短期間の運用に有利です。
当座貯金	特に定めはありません。	1円以上・1円単位	商売や事業をなさる方の代金決済口座です。無利息。
納税準備貯金	特に定めはありません。	1円以上・1円単位	納税のために日頃から準備しておく貯金です。 利息は非課税扱いになります。
スーパ一定期	単利型>1・2・3・6ヵ月 1・2・3・4・5・7・10年 複利型>3・4・5・7・10年	1円以上・1円単位	満期日以降に一括して払い戻します。
大口定期	1・2・3・6ヵ月 1・2・3・4・5・7・10年	1,000万円以上 1円単位	満期日以降に一括して払い戻します。 1,000万円以上の大口資金の運用に活用下さい。
期日指定定期貯金	最長3年・1年経過後から 任意の指定ができます。	1円以上300万円未満 1円単位、利息は1年毎 の複利です。	個人のお客様に限定した自由金利型定期貯金。市場金利を反映、お預かり時の金利は満期日まで適用されます。
変動金利定期貯金	単利型>1・2・3年 複利型>1・2・3年	1円以上・1円単位 利息は半年毎の複利	お預け入れ日から半年毎に金利を見直します。
定期積金	6ヵ月以上120ヵ月以下	1回当たり1,000円以上、 1円単位	毎月一定額をお客様の目的に合わせて積み立てていただく貯金。
隔月型定期積金	2年以上10年以下	20,000円以上 年金振込受給金額内 1円単位	JAきみつで年金を受給している個人を対象に、年金振込月に合わせた隔月一定額を、年金振込口座から自動振替で積み立てていただきます。
譲渡性貯金	1週間以上5年以内	1,000万円以上・1円単位	第三者に譲渡することができる貯金で、まとまったお金の短期間の運用に便利です。
総合口座	特に定めはありません。	1円以上1円単位 (担保は1万円以上)	普通貯金に定期貯金をセットした貯金。定期貯金を担保とした自動融資
総合口座無利息型 (決済用)	特に定めはありません。	1円以上1円単位 (担保は1万円以上)	普通貯金に定期貯金をセットした貯金。定期貯金を担保とした自動融資。 貯金保険制度により全額保護されます。

☆ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、農林漁業金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧

平成31年4月末現在

種類	期間	貸出金額	資金用途	
農業	農業資金	短期＞1年以内 長期＞20年以内	1組合員等に対する信用の供与の最高限度内	農業経営に要する運転資金(肥料・農薬・種苗・農業用光熱費・出荷用資材及び設備資金等)
	J A 新規就農 応援資金	短期＞1年以内 長期＞12年以内	1,000万円以内	農業経営にかかる設備・運転資金
	J A 飼料用米 対応資金	生産者の交付金 交付期限以内	交付金相当額のうちJ A口 座にご入金される金額以内	飼料用米に関する水田活用の直接支払い 交付金までのつなぎ資金
	J A 農機 ハウスローン	15年以内	1,800万円以内	営農に関する農機具・資材等の購入資金
	J A アグリ マイティ資金	20年以内	所要資金の100%以内	農業生産・加工・流通・販売に関する資 金
	農業近代化資金	15年以内	原則として事業費の80%以内	農業近代化資金法及び千葉県規則に定めるも の
農外	農外事業資金	25年以内	原則として事業費の80%以内	農外事業を行うために要する資金
	賃貸住宅資金	30年以内	事業費の100%以内	組合員が自ら経営を行う賃貸住宅に要する資 金
	当座貸越	1年以内	年間売上高の50%以内	営業または事業に必要な短期の運転資金
一般資金	共済担保	10年以内	共済契約の 貸付可能額以内	共済加入組合員及び定款で定める員外者 の必要とする資金
	一般資金	25年以内	1組合員等に対する信用供 与の最高限度内で、審査の 上決定した額	組合員等の必要とする資金
統一 ローン	J A マイカー ローン	10年以内	1,000万円以内	自動車・バイクの購入および購入に付帯 する諸費用等
	J A フリー ローン	5年以内	300万円以内	生活に必要な一切の資金 (資金用途が確認可能なもの)
	J A 教育ローン	15年以内	10万円以上1,000万円以内	就学子弟の入学金・授業料・教科書 ・教材費・生活用品・下宿代等
	J A カードローン	契約期間は1年以内 とし、1年毎の更新	契約額 10～300万円以内 ・10万円単位(1債務者1契約)	組合員の生活に必要な資金
	J A 住宅ローン	35年以内	10万円以上1億円以内	住宅の新築資金・増改築資金・土地購入 及び住宅新築資金・マンション等集合住 宅購入資金
J A リフォーム ローン	1年以上 15年以内	10万円以上1,000万円以内	住宅の増改築資金・住宅関連設備資金・ 高齢者や身体の不自由な方のための増改 築資金	

☆ 為替業務

全国のJ A、県信連、農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

☆ 国債窓口販売

国債(利付き・割引国庫債券)の窓口販売の取り扱いをしています。

☆ サービス・その他

当JAでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取や各種自動支払い、事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、インターネットによる振込・照会やキャッシュカードによる買物（デビットカード取引）も出来、より便利になりました。

また、国債の保護預り、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや、銀行・信用金庫・郵便局などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

サービス・その他商品一覧

種 類	特 徴
給与・年金等の自動振込	お客様の指定口座に自動的にご入金されます。
税金・年金等の自動支払	お客様の指定口座より自動的にお支払いするシステムです。
公共料金の自動支払	お客様にかわって指定口座より自動的にお支払いするシステムです。 (電気・上下水道・ガス・電話・NHK・クレジット・新聞代等)

キャッシュカードのIC化に伴うお知らせ

キャッシュカード発行時点での口座単位の出金限度額は以下のとおりとなります。

カード種類	JAのATM（注1）		他行のATM（注2）	
	磁気のみ対応のATM	IC対応のATM	磁気のみ対応のATM	IC対応のATM
磁気カード	50万円			
ICカード	50万円	100万円	50万円	100万円

注1：全国ネットOK 注2：MICS取引、ゆうちょ銀行・セブン銀行・三菱UFJ銀行ATM提携

◇ 共 済 事 業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

【共済商品の概要】詳しい内容は、JAの共済担当者にお問い合わせください。

種 類	内 容	特 色
医療共済	被共済者の入院・手術・死亡を、一定期間、一生涯にわたって保障。	・がん重点タイプは、がんによる入院・手術共済金の額が2倍となります。
終身共済	一生涯にわたって死亡・第1級後遺障害・重度要介護状態を保障。	・充実した特約を組み合わせることにより、さらに安心の保障を得ることができます。
がん共済	一定期間、一生涯にわたってがんまたは脳腫瘍になった場合の保障を確保する共済です。	・告知書扱いで加入できます。 ・がん入院共済金は、1日入院から支払い、かつ、支払日数は無制限です。
予定利率変動型 年金共済	市中金利の変動に応じ、予定利率が機動的に適用される新しいタイプの年金共済で、将来、年金額が増える楽しみがあり、一旦増えた年金額は減ることの無い仕組みです。	・終身年金タイプと定期年金タイプがあります。 ・契約時に最低保障年金額を提示いたします。

種 類	内 容	特 色
養老生命共済	一定期間の死亡・第1級後遺障害・重度要介護状態を保障するもので、満期時には満期共済金が支払われ、貯蓄性があります。	・充実した特約を組み合わせることにより、さらに安心の保障を得ることができます。
生活障害共済	病気やけがによる身体障害状態時に発生する支出増加や収入減少の経済リスクを保障します。	・身体障害者手帳制度の1～4級を保障対象としており、幅広く身体障害の保障を確保できます。
こども共済	入学年齢にあわせた入学祝金の給付あるいは大学の学資補助を目的とした学資金の給付を子供の成長に応じて保障が得られます。	・入学祝金を支払う「祝金型(にじ)」と、進学時期にあわせて学資金を支払う「学資金型(学資応援隊)」の2つがあります。
定期生命共済	一定期間の死亡・第1級後遺障害・重度要介護状態を保障します。	・歳満了契約の他に期間満了契約も可能となっております。
介護共済	重度の要介護状態(公的介護保険の要介護4・5、重度要介護状態)はもちろん、軽度～中度の要介護状態(要介護2・3)まで、幅広く保障します。	・一生涯の保障です。 ・一時金、年金方式でお受取りできます。
建物更生共済 ・まもり ・むてき ・むてきプラス	建物が、火災・自然災害・地震等で損害を被った時に保障します。	・火災等による軽微な被害から全損まで保障します。 ・満期時には満期共済金を支払います。
建物更生共済 My家財	家財に対して上記と同じ保障。	・通貨や預貯金証書盗難の被害も保障します。 ・一時的に持ち出した家財が、持ち出し先の建物の火災等で被害を受けた時も保障します。
自動車共済	車両保障・車両諸費用保障特約・対人賠償・対物賠償・傷害保障・対物超過修理費用保障特約	・JA自賠責共済とのセット加入で掛金が割引されます。 24時間事故受付を致します。

※この他にも、火災共済・自賠責共済や共栄火災など様々な商品を用意しております。

◇農業関連事業

☆販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された米、野菜、果樹等から特に選りすぐったものを直販しています。また、「地産地消」の取り組みとして、JA直営の直売所を2店舗、管理受託している直売所を1店舗開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農畜産物の提供を行っています。

さらに、地元農産物の詰まった「フレッシュBOX」(ゆうパック)を全国の消費者の方にご利用いただいています。

☆購買事業

経済センターでは、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を供給しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

また、農機センター・農機整備工場では、農機製品の供給、修理を行なっています。

◇営農・生活・相談事業

当JAでは、誰でも気軽に利用できるサービスを事業の一環として行っています。組合員の営農・生活指導はもとより、法務・税務相談や土地の有効利用等の資産管理相談、健康相談等の総合機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。

◇生活関連事業

☆購買事業

経済・購買センターでは、当JAの管内で生産された米、食品、衣料品、墓石等の生活関連資材を供給しています。

4箇所の給油所ではガソリン、軽油、重油、灯油、自動車用品等を供給しています。

また、家庭用LPガスを供給するLPガス事業は平成31年4月より(株)JAエネルギー千葉へ業務譲渡しました。

☆介護事業

高齢者福祉社会に対応するため、組合員とその家族及び地域住民が在宅福祉サービスを受けて、安心して暮らせる地域社会作りにと、指定訪問介護・居宅介護事業を行っています。「優しさと思いやり」をモットーに、高齢者自身が自立できるよう考えながら専門職員が皆様の要望にお応えしています。

また、ケアマネージャーによる介護保険の申請、訪問調査、介護サービス計画を行っています。

◇その他事業

☆旅行事業

(株)農協観光と業務提携により、組合員並びに地域住民に対する国内・海外旅行の企画・紹介・斡旋を行っています。

☆宅地等供給事業

組合員の委託により、組合員の所有する農地の売買、貸借の仲介、斡旋及び農地への施設の建設、貸借の仲介、斡旋等を行っています。(子会社の(株)ジェイエイサービス君津にて業務を実施しています。)

☆利用事業

組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設を組合員に利用してもらうために設置しています。

☆加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工(精米、乾燥、調整等)して組合員に引渡しを行っています。

☆農地信託事業

組合員の委託により、組合員が所有する土地等を貸付けや売渡すことを目的に信託の引受けを行うことができます。

☆受託農業経営事業

組合員の委託により、農業経営を実施することができます。

【信用事業手数料一覧】

●振込・送金手数料

平成31年4月末現在

※組合員(ご本人様)が当支店のお客様口座に振込む場合は、上記自店舗宛の手数を免除いたします。

振込手数料	金額	自店舗宛	他店舗宛	系統宛	他金融機関宛
振込手数料 (電信扱)	3万円以上	330円	440円	550円	880円
	3万円未満	220円	330円	440円	660円
振込手数料 (文書扱)	3万円以上	—	—	440円	770円
	3万円未満	—	—	330円	550円
A T M (振込)	3万円以上	0円	220円	220円	440円
	3万円未満	0円	110円	110円	220円
ネットバンク (振込)	3万円以上	0円	0円	220円	440円
	3万円未満	0円	0円	110円	220円
送金手数料	1件につき	—	—	440円	660円
定時自動送金 手数料(電信扱)	3万円以上	330円	440円	550円	880円
	3万円未満	220円	330円	440円	660円
代金取立手数料	普通扱(1通につき)	440円	440円	440円	990円
	至急扱(1通につき)	—	—	770円	1,320円

●ATM取扱手数料

金融機関名		JAバンク	JFマリン バンク	三菱東京 UFJ銀行	セブン 銀行	ゆうちょ 銀行	LANs	イーネット	その他 (MICS 提携)
お取引内容		入出金	出金	出金	入出金	入出金	入出金	入出金	出金
ご利用 手数料	平日 8:45~18:00	無料	無料	無料	無料	110円	無料	無料	110円
	土曜日 9:00~14:00	無料	無料	110円	無料	110円	無料	無料	220円
	上記以外の ATM 営業時間	無料	無料	110円	110円	110円	110円	110円	220円

※1. その他(MICS 提携)は金融機関により手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用 ATM の掲示等でご確認ください。また、残高照会は時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます。

※2. LANs はローソン等に、イーネットはファミリーマート、サークルKサンクス、スリーエフ、デイリーヤマザキ等に設置している銀行ATMです。

●その他諸手数料

送金・振込の組戻料	990円
不渡手形返却料	990円
取立手形組戻料	990円
取立手形店頭呈示料	990円

●両替手数料・金種指定支払手数料

両替枚数	手数料	両替枚数	手数料
1枚~50枚	無料	501枚~1,000枚	550円
51枚~500枚	330円	1,001枚~2,000枚	770円
2,001枚以上	1,100円(1,000枚毎に330円を加算)		

(但し、990円を超える取立経費を要する場合は、その実費を申し受けます。離島回金料無料。)

●大量紙幣、硬貨整理手数料

1枚~500枚	無料	501枚~1,000枚	550円
1,001枚~2,000枚	1,100円	2,001枚以上	1,540円(1,000枚毎に440円を加算)

●手形・小切手帳等代金手数料

約束手形帳交付	1冊(25枚)	660円
小切手帳交付	1冊(50枚)	770円
マル専手形	手形用紙1枚	550円
マル専口座開設	1口座	3,300円
自己宛小切手	1枚	330円

●再発行手数料

通 帳	1 冊	1, 100円
キャッシュカード	1 枚	1, 100円
ローンカード	1 枚	1, 100円

●給与振込手数料

当JA本・支店宛	無 料
系 統 宛	系 統 振 込 手 数 料 に 準 ず る
他 金 融 機 関 宛	他金融機関振込手数料に準ずる

●その他手数料

諸証明書発行手数料	440円	貸金庫手数料	年間使用料	7,700円
国債口座管理手数料 1ヵ月	0円		鍵喪失時再作成手数料	実 費
貯蓄貯金(I型)払戻回数超過手数料	110円	口座振替契約手数料	1件	110円
スウィング手数料	0円	取引履歴照合表等発行手数料	1枚	55円
定時自動集金(1件)	110円			

●法人ネットバンキング月額使用料

基本サービス(照会・振込サービス)	1, 100円	基本サービス+データ伝送サービス	3, 300円
-------------------	---------	------------------	---------

(2) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫(JAバンク会員)で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JAバンク法(農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準(達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など)を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。